

特集《意匠》

先願（9条）における全体意匠と部分意匠の類否判断

令和元年度 意匠委員会 第2部会 全体・部分意匠グループ

大塚 啓生, 櫻木 信義, 山本 典弘, 中野 晴夫, 川崎 典子, 川村 憲正,
森廣 亮太, 小早川 俊一郎, 田口 健児, 宮本 陽子, 田中 佑佳

要約

平成31年の意匠審査基準改訂から、先願（意匠法9条）において全体意匠と部分意匠の類否が判断されることとなった。当グループでは、その類否判断の基準となる各要件を検討して基準の明確化を図ったほか、全体意匠と部分意匠の既存の登録例を検討して全体意匠と部分意匠の類否の限界事例を模索してみた。本稿は、その報告である。

目次

1. はじめに
2. 全体意匠と部分意匠の類否判断基準の検討
 - (1) 審査基準の改訂ポイント
 - (2) 審査基準の検討
 - (3) 登録事例の検討
3. むすび

1. はじめに

平成31年改訂意匠審査基準により、先願（意匠法9条）において全体意匠と部分意匠の類否が判断されることとなった。それまでは、審査基準上、「部分意匠の意匠登録出願と全体意匠の意匠登録出願とは、意匠登録を受けようとする方法及び対象が異なる」として、先願では全体意匠同士及び部分意匠同士の類否しか判断されていなかったが⁽¹⁾、当該改訂により基準が180度変わったといえよう。

運用変更の主な理由としては、部分意匠の出願件数の増加に伴い物品のほとんどの部分を部分意匠とした出願も増えており、その結果、全体意匠と部分意匠が実質的に類似するケースが生じることを想定したものと説明されている⁽²⁾。また、同改訂により願書の【部分意匠】の欄が廃止⁽³⁾されたことも要因となっている。このような事情により、全体意匠と部分意匠とを区別する理由がなくなったものと思われる。

しかし、これまで審査されていなかったことが、審査の対象に含まれることとなったのであるから、実務

に与える影響は小さいとはいえない。平成30年11～12月に募集されたパブリックコメントでは、「部分意匠の欄の記載及び全体意匠と部分意匠の類否判断に関して」に対する意見が全33件中9件と最も多く⁽⁴⁾、意匠業界に動揺が少なからずあったといえる。また、先願において全体意匠と部分意匠の類否が判断されることは、全体意匠と部分意匠を関連意匠として登録できるということでもある。

そこで、当グループでは、先願に関する審査基準をベースに全体意匠と部分意匠の類否判断の基準について検討した。

なお、当グループで検討した審査基準は、現行の令和2年改訂意匠審査基準の前の平成31年改訂意匠審査基準であるが、令和2年改訂意匠審査基準で大きな変更はないため、本稿の検討内容は現行の審査基準にも当て嵌まるものと思料する。

2. 全体意匠と部分意匠の類否判断基準の検討

(1) 審査基準の改訂ポイント

本テーマは、法律の改正によるものではなく、審査基準の改訂による運用の変更である。そこで、まずは審査基準がどのように変わったのか、以下に紹介する（下線はすべて筆者による）。

<平成31年改訂前の意匠審査基準（抜粋）>

71.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

(1)「部分意匠」の欄

部分意匠の意匠登録出願と全体意匠の意匠登録出願とは、意匠登録を受けようとする方法及び対象が異なるものであることから、意匠法施行規則様式第2備考8の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。

71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定

意匠法第9条及び第10条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士においてその適用について判断する。

71.9.1 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠同士が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

①部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が、同一又は類似であること

②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似であること

③「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、同一又は類似であること

④「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

<平成31年改訂意匠審査基準（抜粋）>

※71.2.1 (1)「部分意匠」の欄→削除

71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定

意匠法第9条及び第10条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士及び全体意匠と部分意匠の意匠登録出願の間でもその適用について判断する。

71.9.2 全体意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、全体

意匠の意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの部分意匠の意匠登録出願は、権利の客体となる意匠に係る物品は「カメラ」であることから、先願の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る先願となる。

全体意匠と部分意匠が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

①全体意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること

②全体意匠の用途及び機能が部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能と同一又は類似であること

③全体意匠の意匠登録出願の形態と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の形態が同一又は類似であること

④全体意匠の物品全体に対し、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内の相違であること

なお、上記①ないし④についてすべて同一である場合、両意匠は実質的に同一となる。

(中略)

なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

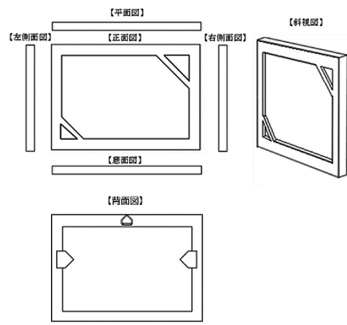
71.9.2.1 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる全体意匠と部分意匠の意匠登録出願の例

「部分意匠の欄」の削除及び先願において全体意匠と部分意匠の類否を判断することが明記された他、全体意匠と部分意匠の類否の判断基準が示された。部分意匠の類否判断基準の4要件である「意匠に係る物品」、「用途及び機能」、「形態」、「位置、大きさ、範囲」が、全体意匠と部分意匠の類否においても判断基準となる。とはいえ、部分意匠の類否は、意匠登録を受けようとする部分同士を対比するのに対し、全体意匠と部分意匠の類否は、全体意匠の全体と部分意匠の意匠登録を受けようとする部分の対比である点で大きく異なる。

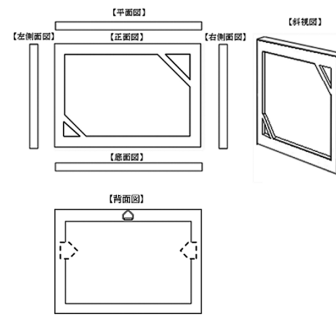
また、全体意匠と部分意匠の類似例が一つ示された。

【事例】額縁

先願に係る全体意匠の意匠登録出願



部分意匠の意匠登録出願



(2) 審査基準の検討

上述したように、全体意匠と部分意匠の類否においても、従来の部分意匠同士の類否判断と同様に、「意匠に係る物品」、「用途及び機能」、「形態」、「位置、大きさ、範囲」の観点から類否が判断されることが明記された。部分意匠同士の類否判断と異なる点は、部分意匠同士の類否は両意匠の「意匠登録を受けようとする部分」を対比するのに対し、全体意匠と部分意匠の類否は「意匠の全体」と「意匠登録を受けようとする部分」を対比することにある。

しかし、ユーザーの多くはこの違いに戸惑いを感じているものと思われる。部分意匠同士の類否であればある程度イメージが湧くものの、全体意匠と部分意匠についてはこれまでの実務で考慮してこなかった分、イメージしづらい面があるのかもしれない。そこで、判断基準を整理すべく、当グループでは71.9.2の①～④の要件に重点を置いて検討した。

(ア) 「①全体意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること」(以下、「要件①」という)について

意匠の類否判断において当然に求められる要件である。

なお、審査基準の記載からは、部品の全体意匠と部分意匠との対比は否定されていないため、部品の全体意匠と部分意匠が類似と判断される余地はあると考える。

(イ) 「②全体意匠の用途及び機能が部分意匠の『意匠登録を受けようとする部分』の用途及び機能と同一又は類似であること」(以下、「要件②」という)について

現行の審査基準では、「対比する両意匠の意匠に係

る物品等の使用の目的、使用の状態等に基づき、意匠に係る物品等の用途及び機能を認定する。」(意匠審査基準第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2. 2. 2. 2)⁽⁵⁾とされており、全体と部分のいずれも、その用途及び機能は、意匠に係る物品に基づいて認定される。要件②は言わば、要件①の延長線上にある要件と位置付けられる。

また、同基準では、「『意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であること』の判断は、物品等の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品等に表された形状等の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性があれば物品等の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。」と規定されているように、用途及び機能の類否は物品の用途及び機能に準じて大まかに認定され、一定程度の共通性があれば類似すると判断される。この判断基準は「増幅器付スピーカー」事件（東京地裁平成18年（ワ）第19650号）⁽⁶⁾を参考にしたものと思われる。

全体意匠と部分意匠とでは必ず重複しない部分が存在するため、全体の用途及び機能と部分の用途及び機能とでは、ほとんどのケースにおいて差異がある。しかし、上記の基準によれば、差異があっても、共通する用途及び機能があれば、類似と判断され得ることとなる。

(ウ) 「③全体意匠の意匠登録出願の形態と部分意匠の『意匠登録を受けようとする部分』の形態が同一又は類似であること」(以下、「要件③」という)について

要件①～④のうち、類否判断に与える影響が最も大きい要件であろう。本要件を素直に解釈すると、意匠登録を受けようとする部分以外の部分の範囲が少なけ

れば形態が類似し、その範囲が大きいほど非類似と判断されるものと考えられる。

もともと、単純に比率によって判断される訳でもないようである。意匠登録を受けようとする部分が、見えやすい部分であるか、機能的な形状であるか、先行意匠にない特徴的な形状を有しているか等の事情も考慮されるため⁽⁷⁾、意匠登録を受けようとする部分の範囲が少ない場合でも、全体意匠と類似することはあり得る。

なお、審査基準の尚書きにおいて「『その他の部分』の形態のみについては対比の対象とはしない。」とされているように、意匠登録を受けようとする部分以外の部分は形態の比較において考慮されない。

(エ) 「④全体意匠の物品全体に対し、部分意匠の意匠登録出願の『意匠登録を受けようとする部分』の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内の相違であること」（以下、「要件④」という）について

部分意匠同士の類否判断の要件として、改訂前から規定されていた要件に準じたものである。部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲が、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、類否判断にほとんど影響を与えないと解される⁽⁸⁾。

(3) 登録事例の検討

各要件①～④がどのように判断されるかは上述のとおりであるが、意匠は物品の形態を保護するものであるから、言葉による説明のみで理解することは難しい。そのため、例えば、新規性や創作非容易性等の登録要件や、新しく保護対象となった画像や建築物の審査基準においては、具体例が複数記載されている。

しかし、先願における全体意匠と部分意匠の類否については「額縁」の例が一つ挙げられているだけであり、しかも明らかに類似と思われる例であるため、類似・非類似のボーダーが明確にはなっていない。そこで、当グループでは、限界事例を探るべく、全体意匠と部分意匠の既存の登録意匠を抽出し、要件①～④に当て嵌めて検討を試みた。

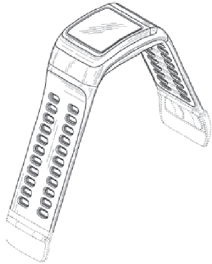

なお、検討した時点では、全体意匠と部分意匠が関連意匠として登録されている例はなかったため、特許庁のHPで公開されている意匠登録件数トップ10の国内外の企業⁽⁹⁾に絞り込み、全体意匠と部分意匠を抽出して検討した。

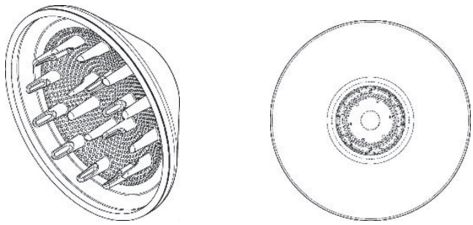
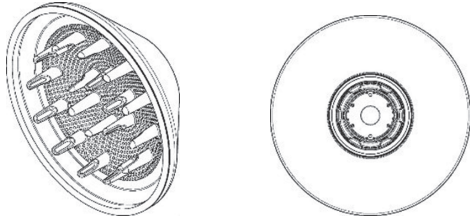
上記は、検討した案件中、比較的分かりやすいものを挙げている。意匠に係る物品が同一のものを抽出したことから、機能及び用途も共通性のある事例がほとんどであった。

他方で、判断が難しかったのは要件③である。部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の全体に占める割合の大小が9：1のように極端なものであれば、類似・非類似の判断はある程度予想できたが、8：2



①類似の可能性がある例


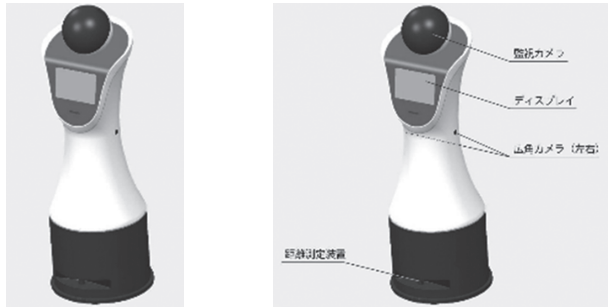
【意匠に係る物品】 いす	
部分意匠 (1607136号)	全体意匠 (1607137号)
	
<p><審査基準の当て嵌め></p> <p>要件①：同一</p> <p>要件②：類似（ひじ掛け部に違いはあるが、「人が腰をかけて座る」いすの機能・用途は共通）</p> <p>要件③：類似（ひじ掛け部の形状の違いのみ）</p> <p>要件④：ありふれた範囲内と思われる</p>	

【意匠に係る物品】 携帯電話機	
部分意匠（1421579号）	全体意匠（1421578号）
	
<p><審査基準の当て嵌め></p> <p>要件①：同一</p> <p>要件②：類似（ベルト部の違いはあるが、携帯電話機としての表示機能や通話機能等は共通する）</p> <p>要件③：類似（ベルト部の形状の違いのみ）</p> <p>要件④：ありふれた範囲内と思われる</p>	

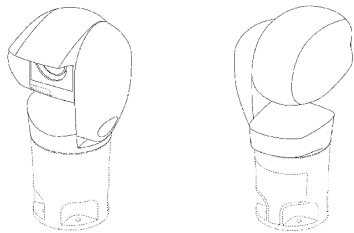
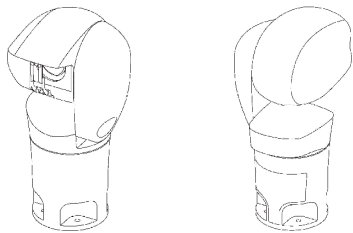
【意匠に係る物品】 ヘアドライヤー用ディフューザ	
部分意匠（1552515号）	全体意匠（1552513号）
	
<p><審査基準の当て嵌め></p> <p>要件①：同一</p> <p>要件②：類似（空気を拡散させる機能・用途は共通する）</p> <p>要件③：類似（取付部の形状の違いのみであり、取付部は使用状態において視認されない）</p> <p>要件④：ありふれた範囲内と思われる</p>	

②非類似の可能性のある例

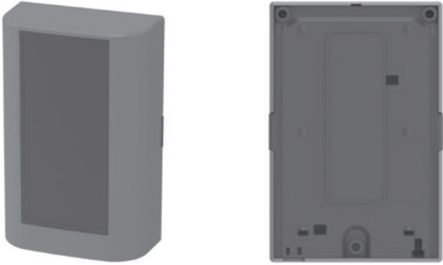
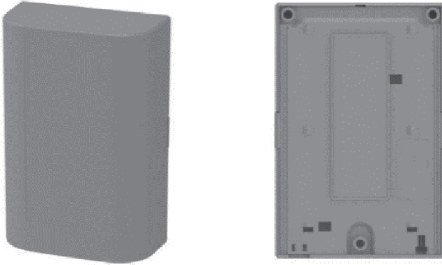
【意匠に係る物品】 点滴用スタンド	
部分意匠（1437163号）	全体意匠（1437162号）
	
<p><審査基準の当て嵌め></p> <p>要件①：同一</p> <p>要件②：類似（スタンドを立てる／支持する機能・用途は共通する）</p> <p>要件③：非類似（部分意匠の全体に占める割合が小さい）</p> <p>要件④：ありふれた範囲内と思われる</p>	

【意匠に係る物品】 ロボット	
部分意匠（1611133号）	全体意匠（1611132号）
	
<p><審査基準の当て嵌め> 要件①：同一 要件②：類似（ディスプレイ表示機能や広角カメラ機能等は共通する） 要件③：非類似（監視カメラ部と下部の形状の違いは差が大きい） 要件④：ありふれた範囲内と思われる</p>	

③類似／非類似の判断が難しい例

【意匠に係る物品】 監視カメラ	
部分意匠（1558180号）	全体意匠（1558183号）
	
<p><審査基準の当て嵌め> 要件①：同一 要件②：類似（カメラの機能・用途は共通する） 要件③：類似 or 非類似（全体に占める破線部の割合は大きいですが、使用状態において破線部が視認されるかで結論が変わる可能性がある） 要件④：ありふれた範囲内と思われる</p>	

【意匠に係る物品】 包装用缶	
部分意匠（1630414号）	全体意匠（1630413号）
	
<p><審査基準の当て嵌め> 要件①：同一 要件②：類似（包装用缶としての機能・用途は共通する） 要件③：類似 or 非類似（全体に占めるその他の部分の割合は大きいですが、意匠登録を受けようとする部分が特徴的な形状（要部）であれば結論が変わる可能性がある） 要件④：ありふれた範囲内と思われる</p>	

【意匠に係る物品】 電池ボックス	
部分意匠（1634972号）	全体意匠（1634971号）
	
<p>要件①：同一 要件②：類似（電池を保管する機能・用途は共通する） 要件③：類似 or 非類似（全体に占めるその他の部分の割合は大きい、その他の部分はシールを貼るエリアの若干の凹みと使用時には見えない裏面であるため、類似の可能性もある） 要件④：ありふれた範囲内と思われる</p>	

や7:3のようなケースでは当グループ内で意見が分かれることが多かった。形態に関しては、見えやすい部分であるか等の考慮すべき付加要素があるため、図面や写真を対比するだけで類否を判断することは困難であった。

3. むすび

当グループで検討した結果、要件③「形態の類否」が、特に類否の判断を左右する要件と考えられた。見えやすい部分であるか等の考慮すべき付加要素はあるものの、基本的には意匠登録を受けようとする部分以外の部分の範囲が少なければ形態が類似し、その範囲が大きいほど非類似と判断される傾向にあらう。類似・非類似の限界事例が見つからなかったことは残念ではあるが、本稿が、先願における全体意匠と部分意匠の類否判断、ひいては関連意匠制度を利用して全体意匠と部分意匠を出願する場合の参考となれば幸いである。

なお、当委員会としては、全体意匠と部分意匠との類否判断について解説したガイドライン又は類似・非類似の具体例を示した登録事例集の掲載を特許庁に要望している。全体意匠と部分意匠の登録例や拒絶例の蓄積により、どこかのタイミングでガイドライン等が

公開されることが期待される。

以上

（注）

- (1) 平成 31 年改訂前の意匠審査基準 61.1.1
- (2) 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ 第 12 回（平成 30 年 9 月 3 日）議事録（https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/document/index/new12_gjiroku.pdf）
- (3) 国内出願では【部分意匠】の欄の記載が必須であったのに対し、ハーグルート国際出願では【部分意匠】の欄は設けられなかったことから、手続的乖離を改善した。
- (4) 改訂意匠審査基準案に寄せられたご意見の概要とご意見に対する考え方（https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/document/181106_ishou_kekka/181106_ishou_kekka.pdf）
- (5) 意匠審査基準第Ⅲ部第 5 章「先願」3.3.1において、第Ⅲ部第 2 章第 1 節「新規性」2.2.2「類否判断の手法」に準じて判断することが明記されている。
- (6) 「増幅器」と「スピーカー」の機能のうち、「増幅器」の機能のみが共通していても類似と判断された。
- (7) 意匠審査基準第Ⅲ部第 2 章第 1 節「新規性」2.2.2.6 参照
- (8) 意匠審査基準第Ⅲ部第 2 章第 1 節「新規性」2.2.2.4 参照
- (9) 特許庁ステータスレポート 2019（<https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/2019/document/index/0101.pdf>）

（原稿受領 2020.7.28）